

随意契約理由書

淀川左岸流域下水道 渚水みらいセンター 水処理電気設備更新工事

参加意思確認公募手続を実施したところ、メタウォーター株式会社以外に応募要件を満たす参加希望者(施工可能な者)がなかったため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号により、同社関西営業部と随意契約を締結します。

また、上記結果より、「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略します。